

## 許可基準(農地法第 3 条第 2 項)

許可を受けるためには、次の要件 1~4 を満たすことが必要です。

- 1 申請農地を含め、所有している農地及び借りている農地すべての農地を効率的に利用すること。
- 2 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと。
- 3 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること。
- 4 申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が『下限面積』(※)以上であること。

※『下限面積』とは…

経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的、安定的に継続できないと想定されることから、許可後に経営する面積が一定(都府県 50 アール、北海道 2 ヘクタール)以上にならないと許可できないことになっています。

なお、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などから見て、地域の実情に合わない場合、下限面積の別段の面積を定めることになっています。

琴浦町では、令和 2 年 12 月 10 日の農業委員会総会で、別段の面積を次のとおり決めました。

### 琴浦町農業委員会告示 11 号

#### 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積(別断面積)の設定について

農地法(昭和 27 年法律第 229 号)3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積の別段面積を次のとおり定める。

令和 2 年 12 月 10 日

琴浦町農業委員会会長

#### 1 農地法施行規則第 17 条第 1 項による区域

区 域		下限面積
琴浦町大字	野井倉、中津原、三本杉、別宮、古長、 矢下、宮場、八反田、法万、杉地、 光好、森藤、劬、杉下、下大江、 美好、三保、浦安、上伊勢、中尾、 槻下、金屋、野田、福永、大杉、 山田、公文、倉坂、笹津、八幡、 梅田、湯坂、光、尾張、竹内、 宮木、高岡、大父、山川、勝田、 西宮、太一垣、佐崎、中村	50 アール
	逢束、下伊勢、田越、笠見、八橋	40 アール
	徳万、丸尾、保、赤碕、松谷、 別所、出上	30 アール

#### 2 農地法施行規則第 17 条第 2 項による区域

区 域	下限面積
琴浦町内の農業振興地域農用地区域 外の農地 (但し、持ち家から半径 300 メートルの圏内にあり、面積の上限が 10 アールまでの農地を取得する場合に限る)	0.1 アール